

## 住宅市街地総合整備事業に係る再評価実施要領細目

### 第1 再評価の対象とする事業の範囲

この細目の対象とする事業は、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日付け国土交通省住市発第350号。以下「制度要綱」という。）に規定する住宅市街地総合整備事業のうち、制度要綱第5に規定する整備計画に基づいて行われる事業とする。

### 第2 再評価を実施する事業

#### 1 事業単位の取り方

住宅市街地総合整備事業の再評価は、制度要綱第5に規定する整備計画ごとに行うものとする。

#### 2 用語の定義

##### (1) 事業採択

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成15年3月31日付け国官総第702号の3、国官技第351号の3。）第3の1の「事業採択」とは、「整備計画国土交通大臣承認」（変更を除く）後のはじめての「事業費（整備計画策定等事業を除く）の予算化時点」とする。

##### (2) 未着工の事業

実施要領第3の1の「未着工の事業」とは、住宅市街地総合整備事業の整備計画に予定されている補助対象事業について、用地の買収及び賃貸借等の契約あるいは工事の発注が1件も成立していないもの（密集住宅市街地整備型重点整備地区を含む地区については、地元住民協議会等が設立され事業普及促進活動等がなされている事業を除く。）とする。

### 第3 再評価の実施及び結果等の公表

#### 1 再評価の実施手続き

##### (1) 再評価の実施主体

再評価は、当該住宅市街地総合整備事業の整備計画策定者が実施することを原則とする。ただし、再評価を行うに際しては、当該事業の施行者（制度要綱第2に規定。以下「施行者」とする。）は、必要な協力を行うとともに、整備計画策定者は施行者の意見を聴取することとする。

##### (2) 再評価に係る資料

再評価に係る資料は、以下のとおりとする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

##### ① 事業概要

##### ② 第4の1に定める再評価に関する指標

##### (3) 事業評価監視委員会に提出する資料

事業評価監視委員会に提出する資料は、以下のとおりとする。

##### ① 再評価に係る資料

##### ② 対応方針（事務局案）

##### ③ 再評価を実施する事業の一覧表

#### 2 評価結果、対応方針等の公表

##### (1) 公表内容

再評価を実施した事業の一覧表、再評価に係る資料、対応方針、事業評価監視委員会における意見の具申内容、再評価の結果の根拠等を取りまとめた資料を公

表する。

(2) 公表方法

公表は、再評価の実施主体における閲覧等によるものとする。

#### 第4 評価の方法

1 詳細な評価手法の設定

再評価は以下の指標に基づき実施するものとする。

- (1) 事業の進捗状況に関する指標
- (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化に関する指標
- (3) 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化に関する指標
- (4) 一部供用の開始されている住宅等の利用状況
- (5) コスト縮減や代替案立案等の可能性に関する検討

なお、各指標に関する詳細な事項及び対応方針を決定する際の判断基準等については、別に定める。ただし、これらの評価手法を参考に、再評価の実施主体は、地域の実情や個別事業の特性等に応じて評価手法を設定できるものとする。

#### 第5 施行期日

本細則は、平成20年4月1日から施行する。